

黒石市公共下水道条例

昭和63年12月23日

条例第25号

改正 平成元年3月25日条例第30号

平成9年3月21日条例第22号

平成12年3月21日条例第19号

平成13年12月20日条例第26号

平成19年3月23日条例第16号

平成23年3月15日条例第7号

平成23年6月30日条例第13号

平成24年6月25日条例第16号

平成25年3月19日条例第15号

平成26年3月19日条例第31号

令和元年6月29日条例第1号

令和元年9月24日条例第9号

令和5年6月27日条例第28号

令和5年12月15日条例第41号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 排水設備の設置等（第2条の2－第8条）

第3章 公共下水道の使用（第9条－第19条）

第4章 使用料及び手数料（第20条－第28条）

第5章 公共下水道の施設に関する構造基準等（第29条・第30条）

第6章 雑則（第31条－第38条）

第7章 罰則（第39条－第41条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 市の設置する公共下水道の管理、使用並びに施設の構造の基準等については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- (2) 下水道 法第2条第2号に規定する下水道をいう。
- (3) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (4) 排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。

- (5) 排水区域 法第2条第7号に規定する排水区域をいう。
- (6) 処理区域 法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- (7) 排水設備設置義務者 法第10条第1項の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (8) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備（し尿浄化槽を除く。）をいう。
- (9) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- (10) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (11) 管渠 排水管又は排水渠をいう。
- (12) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- (13) 水道及び給水装置 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び同条第9項に規定する給水装置をいう。

第2章 排水設備の設置等

（排水設備の設置）

第2条の2 排水設備設置義務者は、公共下水道の供用開始の日から1年以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（排水設備の接続方法及び内径等）

第3条 排水設備設置義務者は、排水設備又はこれらに接続する除害施設の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共下水道の公共ますその他の排水施設又は他の排水設備（以下「公共ます等」という。）で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。
- (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所に規則で定める工事の実施方法により行うこと。
- (3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。

排水人口（単位 人）	排水管の内径（単位 ミリメートル）
150未満	100以上
150以上300未満	125以上
300以上500未満	150以上
500以上1,000未満	200以上

- (4) 雨水のみを排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。

排水面積（単位 平方メートル）	排水管の内径（単位 ミリメートル）
200未満	100以上
200以上400未満	125以上
400以上600未満	150以上
600以上1,500未満	200以上

- 2 前項の規定にかかわらず、1の建物又は敷地から排除される下水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下であるものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

(公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等)

第4条 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設(排水設備及び法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設を除く。以下この条及び次条において同じ。)の新設等を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 汚水は公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水は公共ます等で雨水を排除すべきものに流入させるように設けること。
- (2) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (3) 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備設置義務者は、排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設若しくは前条の排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。)の新設等を行おうとするときは、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を市長に届け出ることによってこれに代えることができる。

- 3 前2項の規定による申請があつた場合、市長が必要と認めるときは、法第11条第3項の規定により通知した旨の誓約書又は利害関係人の承諾書の提出を求めることができる。

(排水設備等の工事の実施)

第6条 排水設備等の新設等の工事は、市長が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した者(以下「指定工事業者」という。)でなければ行ってはならない。

- 2 指定工事業者が排水設備等の工事を実施しようとするときは、前条の規定により確認を受けた申請書に基づいて実施しなければならない。

(指定工事業者の資格要件)

第6条の2 指定工事業者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 排水設備工事の設計及び監督管理をする排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)1人以上及び排水設備工事配管工(以下「配管工」という。)2人以上を常時雇用していること。
- (2) 工事施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 青森県内に営業所があること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 指定工事業者(法人にあつては代表者。イにおいて同じ。)が心身の故障により排水設備工事の事業を適正に行うことができない者として規則で定める場合

イ 指定工事業者が破産手続開始の決定を受けて復権していない場合

ウ 指定工事業者が第6条の9第1項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない

場合

エ 指定工事業者がその業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある場合

オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合

2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該工事業者が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として工事業者の指定を受けることはできない。

(指定の申請)

第6条の3 指定工事業者の指定を受けようとする者は、規則に定める申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 個人の場合は、住民票記載事項証明書、経歴書及び前条第1項第4号イに該当しないことを証する書類
- (2) 法人の場合は、商業登記簿謄本、定款の写し及び代表者に関する前号に定める書類
- (3) 営業所の平面図及び付近見取図並びに営業所の写真
- (4) 専属する責任技術者及び配管工の名簿並びに雇用関係を証する書類
- (5) 前号の責任技術者及び配管工の資格を証明する書類の写し
- (6) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

(指定証等の交付)

第6条の4 市長は、前条の規定により申請を受けたときは、内容を審査してその指定の適否を決定し、排水設備工事業者指定証（以下「指定証」という。）及び排水設備工事業者標示板（以下「標示板」という。）を交付する。

2 指定工事業者は、営業所の見やすい箇所に標示板を掲げなければならない。

(指定の有効期間)

第6条の5 指定工事業者の有効期間は、指定を受けた日から2年とする。ただし、特別の理由があるときは、市長は、これを短縮することができる。

(継続指定の申請等)

第6条の6 指定工事業者は、前条の有効期間満了後引き続き指定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請における添付書類については、第6条の3の規定を準用する。

(指定工事業者の義務)

第6条の7 指定工事業者は、下水道に関する法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）を遵守するほか、次に定める義務を負う。

- (1) 排水設備の新設等の工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り拒否してはならない。
- (2) 排水設備の新設等の完成検査合格後においても、契約に特に期間の定めのある場合を除き、1年以内に生じた異状については、これを無償で補修しなければならない。ただし、天災地変等不可抗力又は使用者の故意若しくは過失によるとみられるものについては、この限りでない。
- (3) 排水設備の新設等の工事は、責任技術者にその技術に関する事項を担当させること。
- (4) 名義を他人に貸し、又は一括下請けをさせないこと。
- (5) 工事は適正な工費で施工しなければならない。また、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。
- (6) 排水設備工事の竣工図及び使用材料調書を備え、整理保存しておくこと。

(7) 災害等緊急時に、排水設備等の復旧に関して市長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(異動の届出)

第6条の8 指定工事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- (1) 営業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 営業所を移転したとき。
- (3) 組織を変更したとき。
- (4) 代表者に異動があったとき。
- (5) 責任技術者又は配管工に異動があったとき。
- (6) 電話番号に変更があったとき。

(指定の取消し等)

第6条の9 市長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を一定期間停止し、又は取り消すことができる。

- (1) 下水道に関する法令等に違反する行為があったとき。
- (2) 第6条の2に規定する資格要件を欠いたとき。
- (3) 正当な理由がなく、下水道に関する法令等に基づいて市長が行う職務の執行を拒み、又は妨げたとき。
- (4) 第6条の7に規定する義務に違反したとき。
- (5) 指定工事業者として、その使用を著しく失墜する行為があると認められるとき。
- (6) 不当に高い工事費若しくは修繕費を要求し、又は受けたとき。
- (7) 営業を廃止したとき、又はこれと同様の状態にあると認められるとき。

2 指定工事業者は、前項の規定により指定を一定期間停止され、又は取り消されたときは、指定証及び標示板を速やかに市長に返納しなければならない。

3 第1項に規定する指定の停止又は取り消しにより指定工事業者に損害を及ぼすことがあっても、市長は、その責めを負わない。

(指定工事業者の告示)

第6条の10 市長は、指定工事業者を指定し、若しくは指定の更新をし、又はその指定を一定の期間停止し、若しくは取り消したときは、その都度これを公示する。

(責任技術者の資格)

第6条の11 責任技術者は、青森県下水道協会（以下「協会」という。）が定める青森県下水道協会排水設備工事責任技術者及び配管工に関する要綱（平成8年4月18日。以下「要綱」という。）に基づき、協会が実施する試験に合格し、又は更新講習を修了し、かつ、協会が作成する名簿に登載されている者でなければならない。

2 責任技術者は、配管工の資格を有する者とみなすものとする。

(配管工の資格)

第6条の12 配管工は、要綱に基づき協会が実施する資格認定講習又は更新講習を修了し、かつ、協会が作成する名簿に登載されている者でなければならない。

(責任技術者及び配管工の兼職禁止)

第6条の13 責任技術者及び配管工は、他の指定工事業者の責任技術者及び配管工を兼ねることがで

きない。

2 責任技術者及び配管工は、相互にこれを兼ねることができない。

(責任技術者及び配管工の専属の特例)

第6条の14 指定工事業者は、事故又は異動等により当該営業所に責任技術者又は配管工を一時的に欠くことになった場合は、その旨を市長に届け出て、市長の承認を受けた期間は、前条の規定にかかわらず、自己に所属しない責任技術者又は配管工をもってこれに充てることのできる。

(排水設備工事に係る利害関係)

第6条の15 市長は、指定工事業者の施工する工事に係る利害について、一切の責任を負わない。

(排水設備等の工事の検査)

第7条 排水設備等の新設等を行った者は、当該工事が完成した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることを認めるときは、当該排水設備等を行った者に対し、完成検査済証を交付する。

(排水設備設置義務者の異動の届出)

第8条 排水設備設置義務者に異動があったときは、新旧義務者は連署して、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第3章 公共下水道の使用

(し尿の排除の制限)

第9条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によってしなければならない。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第10条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、次の各号に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(2) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(3) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満

(4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

2 製造業又はガス供給業に係る特定事業場からの下水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、同項第1号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第2号及び第3号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」とする。

3 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域(湖沼を除く。)に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の規定による環境省令により、当該下水について第1項各号に掲げる項目に関し当該各号に定める水質(前項の規定が適用される場合にあっては、同項に定める水質)より緩やかな水質の排水基準が適用されるときは、当該下水に係る第1項に規定する水質の基準は、前2項の規定にかかわらず、その排水基準とする。

(除害施設の設置)

第11条 使用者は、次の各号に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水を除

く。)を継続して排除するときは、除害施設を設けてこれをしなければならない。

- (1) 温度 45度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (4) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

第12条 次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。

- (1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「施行令」という。)第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。
- (2) 温度 45度未満
- (3) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (5) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から下水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、同項第2号中「45度未満」とあるのは「40度未満」と、同項第3号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第4号及び第5号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」とする。

(除害施設の改善等)

第13条 市長は、除害施設の設置者が公共下水道への排出口において第11条又は前条に定める基準に適合しない水質の汚水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し期限を定めて、除害施設の構造若しくは使用方法の改善を命じ、又は除害施設の使用若しくは公共下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。

(除害施設管理責任者の選任等)

第14条 除害施設の設置者は、当該除害施設の維持管理に関する業務を担当させるため、除害施設管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。届出に係る除害施設管理責任者を変更したときも、同様とする。

(使用開始等の届出)

第15条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(除害施設による排除の届出)

第16条 使用者は、第11条又は第12条の規定に基づき、除害施設を設けなければ排除できない下水の排除を開始しようとするときは、あらかじめ当該下水の量及び水質を市長に届け出なければならない。

ない。

- 2 使用者は、前項の規定により届け出た下水の量若しくは水質を変更し、その排除を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその排除を再開しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(悪質下水の排除の開始等の届出)

第17条 使用者は、施行令第9条第1項第4号に該当する水質又は施行令第9条の10若しくは第9条の11第1項第3号若しくは第4号若しくは第2項各号に定める基準に適合しない水質の下水(以下「悪質下水」という。)の排除を開始しようとするときは、あらかじめ、当該悪質下水の量及び水質を、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 前項の使用者は、同項の届出に係る悪質下水の量若しくは水質を変更し、その排除を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその排除を再開しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第18条及び第19条 削除

第4章 使用料及び手数料

(使用料の徴収)

第20条 公共下水道使用料(以下「使用料」という。)は、集金、納入通知書その他の方法により、使用者から毎月徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に徴収することができる。

- 2 公共下水道の使用を休止し、又は廃止したときは、その都度これを徴収する。

3 使用料の算定期間は、黒石市給水条例(平成9年黒石市条例第56号。以下「給水条例」という。)第24条第1項に規定する料金算定期間とする。

4 使用者が、前項の規定による算定期間の中で公共下水道の使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの基本使用料は、1月分とみなして算定する。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

5 給水条例第25条第1項第3号の規定により認定した水道水の使用水量を排除汚水量として算定した使用料は、当該認定期間の排除汚水量を各月均等とみなし、当該事由が消滅した日の属する月の翌月までに、規則で定めるところにより精算するものとする。

(使用料の還付等)

第20条の2 使用料納付後の当該使用料又は前条第5項の規定による精算前の使用料に増減が生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。

- 2 市長は、納付者から申出があったときは、還付すべき額を次回以降徴収の使用料に充当することができる。

(使用料)

第21条 使用料は、基本使用料と従量使用料との合計額に100分の110を乗じて得た額とし、基本使用料と従量使用料は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定する。

用途区分	基本使用料	排除汚水量の区分 (立方メートル)	従量使用料 (1立方メートルにつき)
一般用	10立方メートルまで 1,838円	10を超え30以下の部分	184円
		30を超え50以下の部分	221円

		50を超え150以下の部分	264円
		150を超える部分	300円
公衆浴場 水泳プール用	10立方メートルま で 1,838円	10を超える部分	31円

2 前項の使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(用途区分)

第22条 汚水の用途区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 一般用 公衆浴場、水泳プール用以外の用途に使用したもの
- (2) 公衆浴場、水泳プール用 公衆浴場（公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき、入浴料金の価格統制を受けるものをいう。）及び水泳プール（学校用又は営利を目的としないものをいう。）に使用したもの
(排除汚水量の認定)

第23条 使用者が排除した汚水の量の認定は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共用で使用している場合等においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して、規則で定めるところにより市長が認定する。
- (3) 水道水と水道水以外の水を併用した場合は、水道の使用水量に前号の規定により認定した使用水量を加えたものとする。
- (4) 製氷業、醸造業、清涼飲料水製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎月その使用月に排除した汚水量及びその算出の根拠を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合においては、前3号の規定にかかわらず、市長は、当該申告書の内容を勘案して、その使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

(計量装置)

第24条 市長は、前条第2号から第4号までの規定による汚水量を認定するために必要があると認めるときは、当該認定に適する箇所に、計量するための装置を取り付けることができる。この場合においては、同号前段の申告書の提出を要しない。

2 使用者は、善良な管理者の注意をもって前項の装置を管理し、使用者の責めに帰すべき理由によりその装置をき損し、又は滅失したときは、市長の認定する損害額を賠償しなければならない。

3 第1項の規定により取り付けられた計量装置の検針は、給水条例の規定の例による。

(仕様の態様の変更の届出)

第24条の2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときその他規則で定める使用の態様の変更があったときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(資料の提出)

第25条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(手数料)

第26条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手数料を徴収する。

- (1) 第6条第1項に規定する指定工事業者の指定を受けようとするとき 1件につき1万円
- (2) 第7条第1項に規定する排水設備等の工事の検査を受けようとするとき 1件につき3,000円
- (3) 使用料の納付その他の証明書の発行を受けようとするとき 1件につき300円

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(使用料等の減免)

第27条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料、手数料又は延滞金を減額し、又は免除することができる。

(督促)

第27条の2 市長は、使用料が納期限までに納入されないときは、納期限後20日以内に督促状を発するものとする。

2 前項の督促状に指定すべき納入の期限は、その発付の日から10日以内とする。

(督促手数料及び延滞金)

第28条 前条の規定により発した督促状に係る督促手数料及び延滞金については、黒石市税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和30年黒石市条例第34号）の規定を適用する。

第5章 公共下水道の施設に関する構造基準等

(排水施設の構造の技術上の基準)

第29条 公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とする。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の侵入を最小限度のものとする措置を講ずるものとする。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずるものとする。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置を講ずるものとする。
- (5) 地震によって下水の排除に支障が生じないように地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置を講ずるものとする。
- (6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置を講ずるものとする。
- (8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずるものとする。
- (9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設ける。
- (10) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉するこ

とができる蓋)を設ける。

(適用除外)

第30条 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

第6章 雑則

(行為の許可)

第31条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して市長に提出し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 施設又は工作物その他の物件(排水設備を除く。以下「物件」という。)を設ける場所を表示した平面図
- (2) 物件の配置及び構造を表示した図面

(許可を要しない軽微な変更)

第32条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に附随して行うものとする。

(占用)

第33条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可願を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

- 2 市長は、前項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。
- 3 前項に規定する占用料の額及び徴収方法等については、黒石市道路占用料徴収条例(昭和62年黒石市条例第6号)の規定を準用する。この場合において、「道路」とあるのは、「公共下水道の敷地又は排水施設」と読み替えるものとする。

(原状回復)

第34条 前条の規定による占用の許可を受けた者は、その期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を排除し、原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復することが不相当であると認めたときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による原状回復の措置又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(特別使用)

第35条 市長は、処理区域外の者に対して、公共下水道の管理上支障がないと認めたときは、特別使用を許可することができる。

(取付管等の費用の負担)

第36条 使用者の原因により公共下水道の取付管等の新設、修理等を必要とするときは、当該使用者においてその費用を負担しなければならない。

(水洗便所普及促進措置)

第37条 市長は、処理区域内において水洗便所の普及促進を図るため、必要な措置を講ずることができ
る。

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第39条 次に掲げる者については、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等を行った者
- (2) 第6条第1項の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者
- (3) 第7条第1項、第15条及び第16条若しくは第17条の規定による届出を怠った者
- (4) 第11条又は第12条の規定に違反した者
- (5) 第13条の規定による命令に違反した者
- (6) 第25条の規定により資料の提出を求められてこれを拒否し、又は妨げた者
- (7) 第31条又は第33条第1項の規定による許可を受けないで行為又は占用をした者
- (8) 第5条第1項若しくは第2項又は第31条の規定による申請書又は書類、第15条、第16条、第17条又は第24条の2の規定による届出書、第23条第4号の規定による申告書又は第25条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者
- (9) 第34条第2項の規定による指示に従わなかった者

第40条 詐欺その他不正な行為により使用料、手数料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第41条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

附 則

この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月25日条例第30号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日条例第22号）

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の黒石市下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している下水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月21日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第21条第1項の表の改正規定は、平成12年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の黒石市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、施行日以前から継続している下水道の使用で施行日から平成12年6月30日までの間に使用料の支払いを受ける権利の確定されるものに係る権利については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第21条第1項及び第2項の規定は、平成12年8月分として徴収する使用料から適用し、同年7月分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成13年12月20日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の黒石市下水道条例に基づく黒石市下水道指定排水設備工事業者規則（以下「旧規則」という。）の規定により黒石市下水道指定排水設備工事業者の指定を受けている者（以下「旧規則による指定工事業者」という。）は、この条例の施行の際に改正後の黒石市下水道条例（以下「新条例」という。）の規定による指定工事業者の指定を受けた者とみなす。
- 3 前項の場合において、旧規則の規定に基づき旧規則による指定工事業者に交付された指定書及び標示板は、新条例第6条の4第1項に規定する指定証及び標示板とみなす。
- 4 第2項の場合において、旧規則による指定工事業者に係る新条例第6条の5第1項に規定する指定の有効期間は、同項の規定にかかわらず、旧規則の規定による指定に係る有効期間の末日までとする。

附 則（平成19年3月23日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第21条第1項の規定は、平成19年8月分として徴収する使用料から適用し、同年7月分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月15日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第21条第1項の規定は、平成23年8月分として徴収する使用料から適用し、同年7月分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年6月30日条例第13号）

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年6月25日条例第16号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月19日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行日に既に存する施設で第29条の規定に適合しないものについては、これらの規定（その適合しない部分に限る。）は、なお従前の例による。ただし、施行日後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。

附 則（平成26年3月19日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第21条第1項の規定は、平成26年5月分として徴収する使用料から適用し、同年4月分までの使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第39条の規定は、この条例の施行日以後の行為から適用し、施行日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月29日条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
（黒石市下水道条例の一部改正に伴う経過措置）
- 7 第18条の規定による改正後の黒石市下水道条例第21条第1項の規定は、令和元年11月分として徴収する使用料から適用し、同年10月分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月24日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の黒石市下水道条例の規定により指定を受けた指定工事業者については、この条例の施行の日から当該指定工事業者の指定の有効期間が満了するまでの間は、改正後の黒石市下水道条例の規定により指定を受けた指定工事業者とみなす。

附 則（令和5年6月27日条例第28号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月15日条例第41号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。